

■ 令和2年度 第2回 新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業
最低賃金専門部会

日 時：令和2年10月5日（月）午前9時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館4階 共用会議室

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、労側委員の田辺委員が所用のため欠席されていますが、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会は成立しております。

それでは、以降の議事進行を部会長にお願いします。

（部会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、議事に入ります。まず、最初に配布資料の説明について、事務局からお願いいたします。

（室長）

私から、本日配布した資料を簡単にご説明させていただきます。

まず、資料No.2になります。これについては、新潟県の総務管理部統計課の県の工業の指数、景気動向指数、新潟市の消費者物価指数を取りまとめた資料となっております。参考としてつけさせていただきます。

次に、資料No.3及び4になりますが、これについては、日本銀行新潟支店の直近の企業短期経済観測調査の概要と調査結果資料となります。県内経済の業況判断D Iは、「悪い超幅は縮小した」としています。参考までに付けさせていただきます。

続きまして、資料No.5になります。これについては、国土交通省の北陸信越運輸局新潟運輸支局が直近の9月2日に公表した本年8月分の新潟県における新車新規登録届出台数の資料となっております。新車登録台数全体では、対前年同月比21.7パーセントの減、11か月連続の減少となっております。乗用車で23.3パーセント減少し、軽自動車も18.3パーセント減少しております。次のページが、令和2年8月の新車新規登録届出台数調べの詳細のデータとなっております。

事務局の資料の説明は以上になりますが、資料No.6から使用者側の提出資料、地域別最低

賃金と自動車小売関係の最低賃金の相関です。使用者側から説明をよろしくお願いいたします。

(部会長)

これは、後ほど、金額審議の時に。

(室長)

いいえ、今がいいと思います。

(瀬戸委員)

それでは、私から。いつもの資料になります。

昨年の状態で、最低賃金地域別と特定最低賃金自動車小売りの比較をしたものと、それからその差が一番右側に出ています。県別の目安ランクについては、新潟がCということで、毎回新潟が高いということをご説明しているところでもあります。今回特徴的なのが千葉と沖縄、右に※印をつけてありますけれども、前年の結果、地域別最低賃金を今回から適用すると、いわゆる並んだという形のところが出てきているというのが特徴的なところでもあります。差でいきますと、福岡が新潟より差がありますけれども、押しなべて、地域別最低賃金が上がってくることによって特定最低賃金の上り幅が少なめになって、毎年その差が少なめになっているという傾向が見えるということでもあります。

(部会長)

ありがとうございました。ただいま事務局と使用者側から配布資料の説明をいただきましたけれども、今のご説明に関して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、最低賃金の改正の審議に入りたいと思います。前回、9月30日の専門部会におきまして、労使双方から業界における現在の状況や基本的小お考えを説明していただきました。その際に、第2回の予定といたしまして、最初から金額審議に入らせていただくことをお願いしておりましたので、本日は、まず労使双方から金額の提示とその理由につきましてご説明をいただきたいと思います。労使双方おいでのところで、労働者側、使用者側の順でお願いしたいと思います。それでは、まず労働者側の委員よりお願いいたします。

(石津委員)

それでは、労働者側から提示をさせていただきたいと思います。まず最初に、特定最低賃金の金額の必要性については、前回主張したとおり、新潟でも産業を守るべく、こういった取組については以前のとおり、イニシアティブをとってやっていきたいと考えております。今回、現在の自動車業界の置かれる状況については、皆さんもご承知のとおり、5月を底にずっと減少傾向が販売台数については続いておりますが、5月を底に回復基調にはあるにせ

よ、今後コロナの影響がまだ計り知れない部分がございますので、非常に消費税の反動因も含めて先行きは非常に不透明かなとは思っております。しかしながら、我々の業界を守るべくこういった取組の中で、過去もリーマンショック、もっと振り返ればITバブルの崩壊ということで、2000年代の地域別最低賃金が0円というところの中でも、過去を振り返れば特定最低賃金については0円というところではなかったと思っております。

それから新潟においては、記録的な暖冬・少雪であったり、そういった影響もあるにせよ、今後もこの状況下では未組織で働く労働者の賃上げすらできない状況を少しでも打開するためにも、この金額をしっかりと改定して、自動車産業で働くすべての賃上げの底上げを図ることが、業界の発展と人材の定着につながると考えております。

今回、最低賃金をいろいろな意味で検討はさせていただきました。過去2年間、地域別最低賃金との優位性ということであれば、約1.1パーセントという数字の中で、我々としては、本来であれば11円の要求をしようということにしておりましたが、冒頭に話したとおり、このコロナの影響ということを鑑みて、その高い要求をするべきではないだろうという結論に至っております。他県とのバランスと言う言葉がよくありますけれども、今現在結審しているところであれば、一番高いところで島根県のプラス7円というものがございます。ですので、我々としては、高い要求はせずとも目指すところは高いところでありますので、その周りのバランスを鑑みて、昨年よりもプラス7円の要求ということで提示したいと考えております。

(部会長)

ありがとうございました。確認しますが、プラス7円の、昨年が919円でしたので、926円ということで間違いないでしょうか。

(石津委員)

はい。

(部会長)

ありがとうございます。

次に、使用者側からお願いします。

(瀬戸委員)

先ほどの全国的な動きも見ていただいたところですが、まず、この特定最低賃金の意義ですね。この特定最低賃金の新潟が自動車小売り、ずっと長い間続けていますけれども、その当時の地域別最低賃金のレベルと今のレベルというのはかなり格差がある。ここ数年、十数円大幅に上げてきたというところがあります。そういう意味で、もともとは人を確保するとか、それからこの業界の、ほかの業種より優れているのかどうか分かりませんが、

そういった部分というのはあまり関係なくて、いわゆる公正競争がこの金額によってなされているのかどうか、そこが一番重要な気がします。その意味で、地域別最低賃金がこれだけ上がっている状況で、この特異性が必要なのかどうか、そういったものを我々としては一番見たいと。各地域、こういうものを採用していないところもありますし、現実的に採用しているところでも、もうその意義を失いかけているという状況の中で、新潟だけがなぜこれで公正競争が保たれないのか。また、他の県がそれによって公正競争が失われているのか。そういうところを考えれば、それほど意味合いがなくなっているのではないかと思います。今後、コロナが収束して、また地域別最低賃金が上がってくるかもしれませんが、当然そのレベルによって、特定最低賃金もいわゆる差が詰まって行って当然ではないかと思えます。将来的には、地域別最低賃金がある程度のレベルになれば、これは必要ないと思えます。

今、現実的に時給で人を雇おうとすると、1,000円以下で雇うことはできません。これは、あくまで個々の企業のいわゆる努力といいますか、考え方によって、人を採ろうと思えばいくらでも賃金を上げることはできるわけです。ただ、やはり低い賃金でやっているところが数パーセントあるわけですが、そういうところは、かなり状況は厳しいと思えますし、このコロナ禍で廃業するところも出てきていると思えます。メーカー系列でいけば、新車の販売が一番影響力があるわけですが、業者というのは中古車を売ったり、特に整備ですね、この辺でもっているわけです。私が考えて、整備の中でも一番打撃になっているところは、板金塗装です。事故等の板金塗装。この辺が、事故が起こらないということと、それから景気が悪いということで、多分、今、多少ぶつかっても直さないでおこうという方もいて、各ディーラーの中でも、板金塗装がかなり落ち込んでいると思えます。

そのような状況の中で、企業を守るということで考えると、今回については、特に新潟の最低賃金が1円しか上がっていませんから、これ以上詰める必要はないということで、0円を回答します。

(部会長)

そうしますと、金額をもう一度確認いたしますが、0円ベースの919円ということで間違いないでしょうか。

(瀬戸委員)

はい。

(部会長)

それでは、ただいま労働者側、使用者側双方から説明をいただきましたが、今の説明に関して、ご意見、ご質問等がございますでしょうか。いかがでしょうか。

ただいま、労働者側からはプラス7円の926円、使用者側からはプラス0円の919円という提示がありました。労使双方、それぞれのご主張には隔たりがございますので、これから個別折衝に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、一旦控室に待機していただきたいと思いますので、事務局から控室へのご案内をお願いいたします。

(事務局)

それでは、本日の控室についてご案内いたします。労働者側委員は3階の審査室、使用者側委員は3階の第3小会議室となります。

…… (個別折衝) ……

(部会長)

労働者側はプラス5円引き上げの924円、使用者側は引き上げなしの919円というところまで歩み寄りいただきましたが、本日は金額の一致を見るに至りませんでした。また日を改めまして審議したいと思いますので、本日は終了いたします。

それでは、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは石津委員、使用者側からは小林委員を指名させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次回は最後の専門部会の予定となりますので、全会一致での結論となりますよう、ご検討をよろしくをお願いいたします。

それでは、議事を事務局にお返しいたします。

(事務局)

それでは、次回、第3回専門部会は、10月12日月曜日、午前9時半から、この庁舎の9階気象台会議室となっております。

それでは、第2回専門部会は、これで終わります。お疲れ様でした。